

5 G サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

第1章～第2章 (略)

第3章 5G契約

第1節 (略)

第2節 一般契約

第7条～第12条 (略)

(一般契約に係る電話番号保管)

第13条 当社は、一般契約者（コースAに係るものであって当社が別に定める基本使用料の料金種別又はコースBを選択している者を除きます。以下この条において同じとします。）から請求があったときは、当社が別に定める基本使用料の料金種別に係る5Gの電話番号保管（その契約者識別番号を他に転用することなく、請求があった日から一定期間、その5Gを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

2 当社が電話番号保管を行った期間（以下「電話番号保管期間」といいます。）が6年を経過したときは、電話番号保管期間が6年を経過した日においてその一般契約は解除されたものとします。この場合において、当社は、電話番号保管期間が6年を経過する前にあらかじめそのことを一般契約者に通知します。

3～5 (略)

第13条の2～第23条 (略)

第3章の2～第13章 (略)

料金表 (略)

別表1 営業区域

1 (略)

2 5Ghomeでんわに係るもの

区 分		通信を行うことができる地域
北海道地区	北海道	札幌市、赤平市、旭川市、芦別市、網走市、岩見沢市、歌志内市、江別市、帯広市、北広島市、北見市、砂川市、滝川市、苫小牧市、根室市、登別市、函館市、美唄市、北斗市、室蘭市、紋別市
	青森県	青森市、黒石市、五所川原市、つがる市、十和田市、八戸市、平川市、弘前市、三沢市、むつ市
東北地区	秋田県	秋田市、大館市、潟上市、大仙市、にかほ市、能代市、湯沢市、由利本荘市、横手市
	岩手県	盛岡市、奥州市、大船渡市、釜石市、一関市、北上市、久慈市、滝沢市、二戸市、花巻市、宮古市、陸前高田市
	山形県	山形市、上山市、尾花沢市、寒河江市、酒田市、新庄市、鶴岡市、天童市、南陽市、東根市、村山市、米沢市
	宮城県	仙台市、石巻市、岩沼市、大崎市、栗原市、気仙沼市、塩竈市、多賀城市、富谷市、登米市、名取市、東松島市

[現 行]

第1章～第2章 (略)

第3章 5G契約

第1節 (略)

第2節 一般契約

第7条～第12条 (略)

(一般契約に係る電話番号保管)

第13条 当社は、一般契約者（コースAに係るものであって当社が別に定める基本使用料の料金種別又はコースBを選択している者を除きます。以下この条において同じとします。）から請求があったときは、当社が別に定める基本使用料の料金種別に係る5Gの電話番号保管（その契約者識別番号を他に転用することなく、請求があった日から一定期間、その5Gを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

2 当社が電話番号保管を行った期間（以下「電話番号保管期間」といいます。）が3年を経過したときは、電話番号保管期間が3年を経過した日においてその一般契約は解除されたものとします。この場合において、当社は、電話番号保管期間が3年を経過する前にあらかじめそのことを一般契約者に通知します。

3～5 (略)

第13条の2～第23条 (略)

第3章の2～第13章 (略)

料金表 (略)

別表1 営業区域

1 (略)

2 5Ghomeでんわに係るもの

区 分		通信を行うことができる地域
北海道地区	北海道	札幌市、赤平市、旭川市、芦別市、岩見沢市、歌志内市、江別市、帯広市、北広島市、砂川市、滝川市、苫小牧市、根室市、登別市、函館市、美唄市、北斗市、室蘭市
	青森県	青森市、黒石市、八戸市、平川市、弘前市
東北地区	秋田県	秋田市、潟上市、大仙市
	岩手県	盛岡市、奥州市、一関市、北上市、滝沢市、花巻市
	山形県	山形市、上山市、天童市
	宮城県	仙台市、塩竈市、多賀城市、富谷市、名取市

	福島県	福島市、会津若松市、いわき市、郡山市、白河市、須賀川市、相馬市、伊達市、田村市、二本松市、南相馬市、本宮市
(略)	(略)	(略)
北陸地区	富山県	富山市、射水市、魚津市、小矢部市、黒部市、高岡市、砺波市、滑川市、南砺市、氷見市
	(略)	(略)
東海地区	愛知県	名古屋市の、愛西市、あま市、安城市、一宮市、稲沢市、犬山市、岩倉市、大府市、岡崎市、尾張旭市、蒲郡市、清須市、春日井市、刈谷市、北名古屋市の、小牧市、江南市の、新城市、瀬戸市の、高浜市の、田原市の、知多市の、知立市の、津島市の、東海市の、常滑市の、豊明市の、豊川市の、豊田市の、豊橋市の、長久手市の、西尾市の、日進市の、半田市の、碧南市、みよし市の、弥富市の
	静岡県	静岡市の、熱海市の、伊豆市の、伊豆の国市の、伊東市の、磐田市の、御前崎市の、掛川市の、菊川市の、湖西市、御殿場市の、島田市の、下田市の、裾野市の、沼津市の、浜松市の、袋井市の、藤枝市の、富士市の、富士宮市の、牧之原市の、三島市の、焼津市の
	(略)	(略)
	(略)	(略)
中国地区	(略)	(略)
	岡山県	岡山市、赤磐市の、井原市の、倉敷市の、瀬戸内市の、総社市の、津山市、新見市の、備前市の
	山口県	山口市、宇部市の、山陽小野田市の、周南市の、長門市の、萩市の、光市の、防府市の、柳井市の
	島根県	松江市、出雲市の、大田市の、浜田市の
	鳥取県	鳥取市の、倉吉市の、境港市の、米子市の
四国地区	香川県	高松市の、観音寺市の、坂出市の、さぬき市の、善通寺市の、東かがわ市の、丸亀市の、三豊市の
	(略)	(略)
	高知県	高知市の、四万十市の、須崎市の、土佐市の、土佐清水市の、南国市の
	(略)	(略)
九州地区	福岡県	福岡市の、朝倉市の、大川市の、大牟田市の、大野城市の、小郡市の、春日市の、北九州市の、久留米市の、古賀市の、田川市の、太宰府市の、筑後市の、筑紫野市の、那珂川市の、中間市の、福津市の、みやま市の、宗像市の、柳川市の
	佐賀県	佐賀市の、嬉野市の、小城市の、神埼市の、多久市の、武雄市の、鳥栖市の
	(略)	(略)
	熊本県	熊本市の、阿蘇市の、天草市の、荒尾市の、宇城市の、宇土市の、上天草市の、合志市の、玉名市の、人吉市の、水俣市の
	大分県	大分市の、宇佐市の、臼杵市の、杵築市の、国東市の、津久見市の、豊後大野市の、豊後高田市の、由布市の
	宮崎県	串間市の、日南市の、都城市の
	鹿児島県	鹿児島市の、姶良市の、鹿屋市の、霧島市の、曾於市の、垂水市の、日置市の
	(略)	(略)

(注) 5 Ghome でんわに係る通信を行うことができる地域については、令和4年10月1日時点のものとあり、変更があったときは、インターネット等を利用してそのことを掲示します。

	福島県	福島市、郡山市、白河市、伊達市
(略)	(略)	(略)
北陸地区	富山県	富山市、滑川市
	(略)	(略)
東海地区	愛知県	名古屋市の、あま市の、安城市の、一宮市の、稲沢市の、犬山市の、岩倉市の、大府市の、岡崎市の、尾張旭市の、清須市の、春日井市の、刈谷市の、北名古屋市の、小牧市の、江南市の、新城市の、瀬戸市の、高浜市の、田原市の、知多市の、知立市の、常滑市の、東海市の、豊明市の、豊田市の、豊橋市の、長久手市の、西尾市の、日進市の、半田市の、碧南市、みよし市の
	静岡県	静岡市の、熱海市の、伊豆市の、伊豆の国市の、伊東市の、磐田市の、御前崎市の、掛川市の、菊川市の、湖西市、御殿場市の、島田市の、下田市の、裾野市の、沼津市の、浜松市の、袋井市の、藤枝市の、富士市の、富士宮市の、三島市の、焼津市の
	(略)	(略)
	(略)	(略)
中国地区	(略)	(略)
	岡山県	岡山市、赤磐市の、瀬戸内市の
	山口県	山口市、宇部市の、山陽小野田市の、長門市の、萩市の
	島根県	松江市
	鳥取県	鳥取市
四国地区	香川県	高松市の、さぬき市の
	(略)	(略)
	高知県	高知市の、須崎市の、土佐市の、南国市の
	(略)	(略)
九州地区	福岡県	福岡市の、大野城市の、春日市の、北九州市の、古賀市の、田川市の、太宰府市の、筑紫野市の、那珂川市の、中間市の、福津市の、宗像市の
	佐賀県	佐賀市の、嬉野市の、小城市の、神埼市の、多久市の、武雄市の
	(略)	(略)
	熊本県	熊本市の、阿蘇市の、荒尾市の、合志市の、玉名市の、人吉市の、水俣市の
	大分県	大分市の、豊後大野市の、由布市の
	宮崎県	都城市
	鹿児島県	鹿児島市の、曾於市の、日置市の
(略)	(略)	

(注) 5 Ghome でんわに係る通信を行うことができる地域については、令和4年7月8日時点のものとあり、変更があったときは、インターネット等を利用してそのことを掲示します。

別表2～別表7 (略)

附 則 (令和4年9月21日経企第1807号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和4年10月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった5Gサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(電話番号保管期間に係る経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社が行っている5G契約に係る電話番号保管に関する電話番号保管期間が3年を経過したときは、電話番号保管期間が3年を経過した日においてその5G契約は解除されたものとします。

(その他)

4 経企第2903号(令和4年2月14日)の附則第3項第3号のイを次のように改めます

イ 電話番号保管期間が6年を経過したときは、電話番号保管期間が6年を経過した日においてその定期契約は解除されたものとします。この場合において、当社は、電話番号保管期間が6年を経過する前にあらかじめそのことを定期契約者に通知します。

別表2～別表7 (略)

国 際 電 話 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

第1章～第8章（略）

料金表（略）

別表 取扱地域

1（略）

2 デジタル通信モードに係るもの

通 話 先 区 分		取 扱 地 域
南・北アメリカ地方	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)
	アジア2	インドネシア共和国、シンガポール共和国、フィリピン共和国
	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)

(注) (略)

附 則 (令和4年9月21日経企第1807号)
(実施期日)

1 この改正規定は、令和4年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならない国際電話サービスの料金その他の債務については、なお従前
のとおりとします。

[現 行]

第1章～第8章（略）

料金表（略）

別表 取扱地域

1（略）

2 デジタル通信モードに係るもの

通 話 先 区 分		取 扱 地 域
南・北アメリカ地方	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)
	アジア2	インドネシア共和国、シンガポール共和国、フィリピン共和国、 マレーシア
	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)

(注) (略)